

仕様書

- 1 件名
軽油 の購入
- 2 品名・規格・数量
軽油 2号 18L
- 3 内容
3月中に、5の引渡場所において、2の品名・規格・数量に掲げる軽油を、担当職員へ引き渡すこと。ただし、引渡期限は4のとおりとする。
携行缶は、担当職員が持参するものとする。
具体的な引渡日は別途調整するものとする。
- 4 引渡期限
令和7年3月27日(金)
8
- 5 引渡場所
5の起点住所からおおむね半径2km以内に所在する給油所
- 6 起点住所
〒183-0003
東京都府中市朝日町3-12-1
警察大学校
- 7 一般適用事項
 - (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
 - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
 - (3) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。
 - (4) 服装・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。
 - (5) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 8 検査
 - (1) 本仕様書に基づく検査は、警察大学校検査官立会いの上、行うものとし、検査は、納入する全ての物品に対して行うものとする。
 - (2) 検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察大学校検査官の指示に従うこと。
 - (3) 引渡時には、納品書を提出すること。
- 9 その他
本契約を履行するにあたり必要となる費用は、全て契約請負業者が負担すること。